

特記仕様書

委託業務名 大津市水道事業アセットマネジメント策定業務

委託業務場所 大津市給水区域

第1章 総則

1. 適用

本業務委託は、本仕様書に従い行わなければならない。本仕様書に定めのない事項については、法令等に準拠するものとする。

2. 業務目的

本市水道事業では、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、平成28年3月に「湖都大津・新水道ビジョン 重点実行計画」及び「大津市水道事業中長期経営計画（経営戦略）」を策定し、事業環境の変化に対応するため、4年に1度の改訂を行っている。

本業務は、本市水道ビジョンの次期改訂に先立ち、水道事業を取り巻く将来環境を踏まえ、今後の施設整備、既存の浄水場・配水施設等の更新・規模の最適化を図るとともに、これらに係る投資計画及びそれに見合った財源計画について新たに検討し、大津市水道事業アセットマネジメント（タイプ4D）を策定することを目的とする。

3. 大津市企業局の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底）

- 1) 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- 2) 受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。
また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- 3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 個人情報の保護

受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

5. 管理技術者

- 1) 受注者は、当業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2) 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 3) 管理技術者には技術士（上水道及び工業用水道部門）を配置すること。
- 4) 管理技術者は、次項5）に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

6. 照査技術者及び照査の実施

- 1) 受注者は、当業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

- 2) 照査技術者には技術士（上水道及び工業用水道部門）、RCCM（上水道及び工業用水道部門）又は、これと同等の能力を有する技術者（建設コンサルタント登録規定に基づく技術管理者に限る）等の資格保有者を配置すること。
- 3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその結果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 5) 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者が監督職員に差し出すものとする。

7. 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

8. 法令等の遵守

受注者は、当業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

9. 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

10. 秘密の保持

受注者は、当業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

11. 委託期間の設定

本委託にて設定する委託期間には、関係機関等との協議日数を含むものとする。

12. 打合せ等

- 1) 当業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 2) 当業務等着手時、及び特記仕様書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- 3) 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

13. 関係機関等との協議

関係機関と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅延なく報告しなければならない。

14. 業務計画書

- 1) 受注者は、業務目的・主旨を理解したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、下記に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

- | | |
|---------------|------------|
| ①業務概要 | ②業務内容 |
| ③業務工程 | ④業務組織計画 |
| ⑤打合せ計画 | ⑥成果品の内容、部数 |
| ⑦使用する主な図書及び基準 | ⑧連絡体制 |
| ⑨その他 | |

- 2) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

3) 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

1.5. 従業員の健康状態の確認

1) 受注者は、業務に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し、発熱、せき及び全身倦怠感等のインフルエンザ様の症状があるものを従事させてはならない。

2) 高病原性新型インフルエンザ等（新感染症を含む）流行時においては、監督職員は受注者に対して大津市庁舎への立ち入りを禁止する等必要な措置を指示することができる。

第2章 業務

1. 業務内容

平成24年度に策定した「大津市水道事業アセットマネジメント」（タイプ3C相当）は、策定から一定期間が経過し、水道事業を取り巻く環境が大きく変化している。このため、将来の変化に対応した施設の更新や規模の最適化を効率的に進め、計画的な財政収支見通しを明確にすることを目的に、新たに「大津市水道事業アセットマネジメント」を策定する。

なお、本検討においては、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」および「簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアル」に従い、簡易支援ツールを使用することを基本とする。また、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」の改訂が生じた場合は、業務内容への適用について監督職員と協議し、必要に応じ対応するものとする。その他の手法により検討を行う場合は、監督職員と協議の上、検討を開始すること。

アセットマネジメントの算定対象期間は、50年間とする。

2. 設計協議

設計協議は、業務着手時、中間打合せ3回、成果品納入時の計5回を行うものとする。ただし、中間打合せは、監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、業務着手時の業務計画書作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立会うものとする。

3. 資産の現状・将来見通しの把握

① 資産の現状把握

既存資料（固定資産台帳、機器台帳、水道施設台帳など）を収集し、資産現状の把握・整理を行う。更新需要算定に必要な施設リスト（管路含む）は、発注者が提供する。ただし、検討に必要な情報が不足している場合は、既存資料等により補完すること。なお、取得価格が不明な資産については費用関数などを用いて補完すること。

② 資産の将来見通しの把握

構造物、設備及び管路については、現在の事業計画及び将来の水需要に見合った施設能力を前提として、これまでの調査・点検結果等を踏まえ、それぞれの資産の将来見通しを把握する。更新時期の検討にあたっては、法定耐用年数及び実耐用年数（大津市更新基準）を考慮して将来見通しを行うものとする。なお、実耐用年数については、必要に応じて見直し及び改定を行うこと。

将来の資産金額については、固定資産台帳、水道施設台帳並びに「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定手引き」等を用いて把握することを基本とし、デフレーターを考慮すること。なお、「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定手引き」を用いる場合は、本市の実情単価と比較検討し、適宜補正を行うこと。

4. 更新需要の算定（タイプ4）

本計画における更新需要の算定は、詳細型検討（タイプ4）により作成するものとし、本市水道ビジョンを参考に施設規模の適正化やそれに必要な整備費用を考慮すること。

将来の水需要見直しおよび各浄水場の施設能力見直しに関する検討結果は、発注者から情報を提供する。施設・設備の更新サイクルについては、発注者から提案する。受注者は、提案の妥当性の検証および更なる改善提案を検討すること。

5. 財政収支見直し（財源確保）の検討（タイプD）

発注者は、受注者から前項で算定された更新需要の提供を受け、更新投資が財政収支に与える影響を評価するとともに、料金・企業債水準の妥当性を検証し、料金改定や内部留保資金・企業債活用等による財源確保方針を検討する。あわせて、更新需要以外の変動要素も考慮した財政・経営シミュレーションを実施し、財政収支見直しを作成する。なお、財源確保方針の検討過程において、受注者は更新需要等の修正や提案を適宜行うものとする。

受注者は、発注者から提供される財政・経営シミュレーションの結果を踏まえ、本計画における収支見直し（財源確保）を詳細型検討（タイプD）として作成するものとする。

6. 妥当性の確認と改善方策の検討

①妥当性の確認と検討結果のとりまとめ

更新需要と財政収支見直しの推移やバランスなど、将来の事業運営における適切性を評価し、とりまとめる。

②マクロマネジメントのレベルアップに向けた改善方策検討

本業務で把握した課題点を整理し、将来さらに精度が高いアセットマネジメントを実施するための改善方法を検討する。

7. とりまとめ

検討結果をとりまとめて報告書（本編及び概要版）を作成する。また、中間報告を行うものとし、組織内の合意形成を図るための説明資料を作成する。中間報告の時期については、発注者と協議の上決定する。

8. 照査

作成した資料類については、照査技術者によりその内容の実現性、妥当性を十分に確認検証すること。

第3章 業務の対象施設（令和6年度実績）

1. 水道事業の概要

① 給水区域	93.42 k m ²
② 給水人口	342,199 人
③ 普及率	99.97%
④ 年間総配水量	39,393 千m ³
⑤ 年間有収水量	37,392 千m ³
⑥ 1日最大配水量	114,958 m ³
⑦ 1日平均配水量	107,926 m ³

2. 対象施設の概要

① 八屋戸浄水場	
● 施設能力	5,200 m ³ /日
● 処理方式	急速ろ過
● 敷地面積	10,249 m ²

- 竣工 平成 12 年 4 月
 - その他 令和 14 年度廃止予定（加圧施設化）
- ② 真野浄水場
- 施設能力 45,000 m³/日
 - 処理方式 急速ろ過
 - 敷地面積 22,307 m²
 - 竣工 昭和 55 年 7 月
 - その他 令和 14 年度更新予定
- ③ 柳が崎浄水場
- 施設能力 45,000 m³/日
 - 処理方式 急速ろ過・緩速ろ過
 - 敷地面積 24,739 m²
 - 竣工 昭和 23 年 3 月
- ④ 膳所浄水場
- 施設能力 48,800 m³/日
 - 処理方式 急速ろ過
 - 敷地面積 10,651 m²
 - 竣工 昭和 30 年 10 月
 - その他 令和 18 年度縮小予定
- ⑤ 新瀬田浄水場
- 施設能力 37,500 m³/日
 - 処理方式 急速ろ過
 - 敷地面積 19,930 m²
 - 竣工 昭和 60 年 7 月
- ⑥ 配水池・加圧施設
- 配水池 65 箇所（93 池）
 - 加圧施設 67 箇所
- ⑦ 導水管、送水管及び配水管
- 口径 50 mm ～ 1,000 mm
 - 総延長 1,554 k m

第 4 章 成果品の提出

- 1) 成果品として、以下のものを提出する。必要部数については、監督職員に従うこと。
 - ①報告書 3 部
 - ②報告書概要版 必要部数
 - ③その他参考資料一式 必要部数
 - ④電子媒体（CD-R） 3 部
- 2) ワードプロソフトは、「Microsoft Word」Word2019 以上とする。
- 3) 計算ソフトは、「Microsoft Excel」Excel2019 以上とする。
- 4) その他の電子媒体ファイル形式については、監督職員と協議し決定するものとする。
- 5) 1) 以外で提出するものがある場合は、別途監督職員と協議するものとする。

不当介入（**不当要求**
業務妨害）事案通報書

滋賀県 警察署長 様

大津市公営企業管理者 様

(報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課 課	
受注者	所在地	(本社)	電話() - FAX() -	
		(現場事務所)	電話() - FAX() -	
	名称			
	代表者	(現場事務所の代表者)		
	通報者 等	(通報者の職・氏名)	電話() -	
		(対応者) 所属会社名	電話() -	
氏名				
	役職			
不当介入の 行為者	住所	電話() - FAX() -		
	所属			
	役職			
	氏名			
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃			
	[元請・下請] (下請の場合は、現場事務所の所在地)	電話() - FAX() -		
工 事 件 名				
不当介入の 内容・被害 の状況				
警察への 通報の状況	(警察への通報)	有・無		
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署 課	
	(通報日時)	令和 年 月 日 時 分頃		

注1 第一報は、この様式に必要事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課(刑事第二課)あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付(電子メール・FAX可)すること。

2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。

3 下請負先(再委託先)において発生した場合であっても、必ず受注者(元請負人)が聞き取り調査をして記入し、通報すること。

4 ※の欄は、警察署において記入すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備及び報告)

第2 乙は、この契約による事務における個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。次項において同じ。）に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあっては、乙は、受託者に対し、当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、

個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第16 乙は、この個人情報取扱特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。